

○文言の訂正を！

P2「2. 条例の制定と住民の役割」

3行目 「危険性」が「抑え」られかねない危険性

⇒ 「行動」が「押さえ」られかねない危険性

※添付の「資料1」第3回人権条例検討委員会 意見集約」も1頁下から5行目も同様に訂正を。

○都市部の高知市人権条例と同じ内容を提案する、中山間地に立地する町条例案の立法事実は何なのか。そのことが具体的に明らかにされていない。

一 1頁の「1. 条例を制定する理由と根拠について」

(1)「条例の制定に関する法令について」

①②

○条例制定権に関しての私たちの見解

住民のための民主的地方自治の原則に立つ地方自治体の役割は、住民の権利保障とその条件整備、教育や福祉を充実させることにあると考えます。

住民の基本的な人権を保障し福利を実現するための豊かな地方行政を進めるために、日本国憲法で保障されている条例制定権が行使されるべきものと理解しています。

なお憲法第94条の「法律の範囲内で」ということは、憲法（特に人権保障）に抵触しないことが要件であるということです。人権を制約する立法がどのような場合に憲法に抵触しないかについては、憲法訴訟において概ね下記のような基準が示されていますので、条例（住民の規制・制約としての今回の条例も）についても、これを踏まえた検討が重要と考えます。2頁の中段で「ルール」として本条例を定めるとしていますので、なおさら町民に対してルールの「公正さ」を明確にするためにもこの基準が求められます。

ア. 合理性の基準：当該制約が目的を実現するために合理的なものであることを要する。

イ. 厳格な合理性の基準

(2)「立法事実が示されていない について」

①②③

「（仮称）四万十町人権尊重のまちづくり条例案（たたき台）について」1月27日四万十町人権教育研究協議会窪川支部役員会（以下、「町人権条例案への見解」）において、近代法で規制することができるのは、外に現れた行動（行為）のみで、町行政が「町民の心の持ち方の問題」に踏み込むものであるならば、当然その根拠（立法事実）を示すべきであると意見を表明しています。第2回検討委員会での関係各課からの「報告」により、「人権侵害が明らかに存在している」としていますが、「町内の（広範な）人権侵害の実態」として条例で対応すべきとする根拠やその客観性については明確に示されていません。なお意識調査の結果は実態ではありません。

町内において、今日のコロナ禍での格差と貧困の広がりの中で、条例で対応すべきとする「実権侵害の実態」が具体的にどのように広範に存在し、町行政のこれまでの対応ではどのように不十分だったか、どういう限界があるのか、またあえて新たに町民個々に「人権意識の高揚」を求める必要性や正当性・客観性、また条例で対応する有効性の根拠は何なのか、「町議会への説明資料を作成しており」（1頁）とありますが、単なる説明資料ではなく社会科学的な調査に基づくデータ等によってそれらが具体的に裏づけられているのか、そうであれば本検討委員会に提出していただきたい。

二. 2頁後半からの「2. 条例の制定と住民の役割 — 住民への規制・制限や負担について」

※2頁・3頁の憲法条文の解釈（人権規定が義務条項であるかのような解釈）は、今日の学説や判例の流れからみて反憲法学的な特異な定義となっています。この解釈を町の公式見解とするのかどうかまず確認させていただきたいと思います。

「公共の福祉」と人権の関係につきましても、H16. 4. 1の「公共の福祉（特に表現の自由や学問の自由との調整）」に関する基礎的資料〔衆議院憲法調査会 基本的人権の保障に関する調査小委員会、全104頁〕（以下H16衆議院憲法調査会資料）に基づいて見解を表明します。

(1) 2頁下段「・憲法に定められている国民の義務と権利について」

憲法に定められているもっとも優先されるべきものは国民の権利保障である。（人権保障の普遍化）

(2) 「公共の福祉」は国民に義務を課したものではない。

3頁に『「憲法第12条では、国民に自由及び権利を保持するための義務が課せられています。」

憲法第19条では・・・権利であるとともに国民に課せられた義務でもあります。憲法第12条で、

・・・国民の権利は「他人の権利を侵害しない範囲で」保障される、理解すべきです。』とありますが、「公共の福祉」は義務規定ではありません。義務は「子女に普通教育を受けさせる・勤労・納税の三大義務（権利であり、義務であるものを含む）」に限定されています。

○第12条・13条の「公共の福祉」について H16衆議院憲法調査会資料から

人権の概念は、国家権力が国民に対して権利の侵害をはかる歴史の教訓から、国民の持っている自由権、平等権、社会権など、諸権利の具体的な内容を、特に第12条及び第13条を根拠として人権を制約することができるのかについては、判例及び学説で激しい議論が行われた。

現在の通説では、あくまでも「具体的な他者の人権」と衝突する場合に限って、それを調整するための「必要最小限の人権制約のみ」を認めたもの、人権と人権の衝突を調整するためのものである。批判点としては、抽象的な原則しか示していない。具体的な基準は何か。判例の集積に委ねてしまうものであると指摘されている。

また、学説においても精神的自由の規制立法については・・・より厳格な基準によって審査されなければならないとされ、判例にも取り入れられている。「社会のため」などといった抽象的であいまいな理由で人権を制約する考え方ではない。それを許せば明治憲法と同じものとなる。

三、3頁中段からの「・法律に定められている国民の責務について」

国民の「責務」規定が定められている法律が以下のように紹介されています。

- A 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- B 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- C 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
- D 児童福祉法
- E 高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律

○3頁～4頁にありますように、上記A～Eの中でAは「行為・行動・態度」でなく特に「内面的な精神活動」を国民の責務としています。すなわち、「国民は『人権尊重の精神の涵養』に努める」ことを前面に掲げた法律です。

この2000年の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」は特別措置終了を前にして「同和教育・啓発」を「人権教育・啓発」に再構築する流れの中で制定されたものです。「人権尊重の精神の涵養」すなわち「人権意識の高揚」を目的とし今日に至っているものです。基底には、1996年5月の「同和問題に関する国民の差別意識は根深く存在している」とする地対協意見具申があります。

こうした流れに抗して、私たち人権教育窪川支部のある旧窪川町は町同和对策審議会において当時の解放3団体の代表（解放同盟東又支部、自由同和会窪川・興津両支部、全解連興津支部）を含む各界の委員で審議し、各界の意見も集約し、また審議会で町内6地区の同和地区の現地調査も行い、その結果、平成10年4月9日に同和行政の終結について町長に答申が出されました。

もはや、残された問題は同和行政では解決できない。地域の課題として具体的に解決を図っていく、人権と福祉の町づくりを町民の合意で作りに上げていくという「同和行政の終結」を平成14年3月24日に町民集会を開催して宣言し、誤った言動を受け入れない地域づくりを進め今日に至っています。条例を必要としない窪川地域づくりの基底となっている「同和行政終結宣言」です。

四、4頁中段の「[条例に規定する町民の役割について]」

「国民には憲法や法律で、権利とともに義務や責務が課せられています」について

○前段でH16衆議院憲法調査会資料に基づいて説明しましたように、憲法に定められているもっとも優先されるべきものは国民の権利保障であり、義務を課していると説明されている「公共の福祉」は正確には国民に義務を課したものではありません。

精神的自由の規制立法については・・・より厳格な基準によって審査されなければならないとれ、判例にも取り入れられています。「社会のため」などといった抽象的であいまいな理由で人権を制約する考え方ではありません。再度強調したいと思います。

五、5頁の「・条例の形式（スタイル）について」

○「四万十町まちづくり基本条例」平成22年12月20日では、第1条で「町民が主体となった協働による自治を実現」を目的に掲げ、第10条の「町民の責務」より前の条文の第9条で「町民の権利」を規定する構成となっています。この基本条例と今回の人権条例案とはどのような整合性があるのか、是非説明をしていただきたい。

私たちの1月27日付「町人権条例案への見解」について、あえて条例案の修正案を添付しています。目的を「人権意識の高揚」とはせずに「人権と福祉のまちづくりの実現」とし、第5条で「町民の権利」を規定しています。まさに「まちづくり基本条例」の構成に合致したものとして工夫をしています。

付 記

現在検討されている「町人権条例案」ではなく、「町まちづくり基本条例」と連動した、四万十町における人権と福祉のまちづくりを推進するに当たっての重要事項を審議する「四万十町人権と福祉のまちづくり審議会（設置）条例」を制定し、町内3地域の人権と福祉の実態・取組・課題等を交流・審議し、必要に応じて専門委員会も開催して、町全体としての共通課題や有効な手立て、施策を提言し、町民全体の合意形成を図る取組が私たち窪川支部としましても大事なことを考えます。